

令和4年度 北区居住支援協議会総会 次第

期日：令和5年3月28日（火曜日）
時間：午後1時30分から2時30分
場所：北とぴあ7階 第1研修室

1. 開 会

2. 議 題

【議決事項】

（１）東京都北区居住支援協議会会則の改正について

【報告事項】

- （１）セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について
- （２）補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の対象拡大について
- （３）北区居住支援パンフレットの配布について
- （４）パートナーシップ宣誓制度に係る東京都との協定締結について

3. 閉 会

<配布資料>

- ・ 次第
- ・ 東京都北区居住支援協議会会則（改正案）
- ・ 住宅課報告事項資料一式
- ・ 北区居住支援パンフレット（住宅確保要配慮者向け）（案）
- ・ 北区居住支援パンフレット（民間賃貸住宅のオーナー向け）（案）
- ・ 多様性社会推進課報告事項資料（パートナーシップ宣誓制度に係る東京都との協定締結）
- ・ 北区パートナーシップ宣誓制度チラシ

東京都北区居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都北区居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員の任期は、会員となった日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、東京都北区まちづくり部住宅課に置く。

第3章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長は、東京都北区まちづくり部長をもって充てる。
- 3 副会長は、東京都北区福祉部長をもって充てる。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4章 総会

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

一 会則の制定及び改廃に関すること。

二 会員の変更に関すること。

三 前2号に掲げるもののほか、協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。

3 前項の規定による書面による表決又はその権限の行使を他の会員に委任したものは、総会に出席したものとみなす。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第10条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成31年3月25日から施行する。

2 協議会の設立の日に会員となったものに係る第4条第2項の規定の適用については、「会員となった日から当該日が属する年度の末日まで」とあるのは、「協議会の設立の日から当該日が属する年度の翌年度の末日まで」と読み替えるものとする。

附 則

この会則は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

会 員
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>第九ブロック</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 <u>長</u> 東京都北区まちづくり部 <u>長</u> 東京都北区教育委員会子ども未来部 <u>長</u>

東京都北区居住支援協議会会則 新旧対照表

改正後	改正前				
東京都北区居住支援協議会会則 第1条～第11条（省略） 附 則（省略） 附 則 この会則は、令和5年4月1日から施行する。	東京都北区居住支援協議会会則 第1条～第11条（省略） 附 則（省略）				
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）				
<table><tr><th>会 員</th></tr><tr><td>公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>第九ブロック</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部<u>長</u> 東京都北区まちづくり部<u>長</u> 東京都北区教育委員会子ども未来部<u>長</u></td></tr></table>	会 員	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>第九ブロック</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 <u>長</u> 東京都北区まちづくり部 <u>長</u> 東京都北区教育委員会子ども未来部 <u>長</u>	<table><tr><th>会 員</th></tr><tr><td>公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>北区支部</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部</td></tr></table>	会 員	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>北区支部</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部
会 員					
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>第九ブロック</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 <u>長</u> 東京都北区まちづくり部 <u>長</u> 東京都北区教育委員会子ども未来部 <u>長</u>					
会 員					
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 <u>北区支部</u> 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城北支部 北区民生委員児童委員協議会 社会福祉法人 北区社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ピアネット北 特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 特定非営利活動法人 学生支援ハウスようこそ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 東京都北区福祉部 東京都北区まちづくり部 東京都北区教育委員会子ども未来部					

＜住宅課報告事項資料一式＞

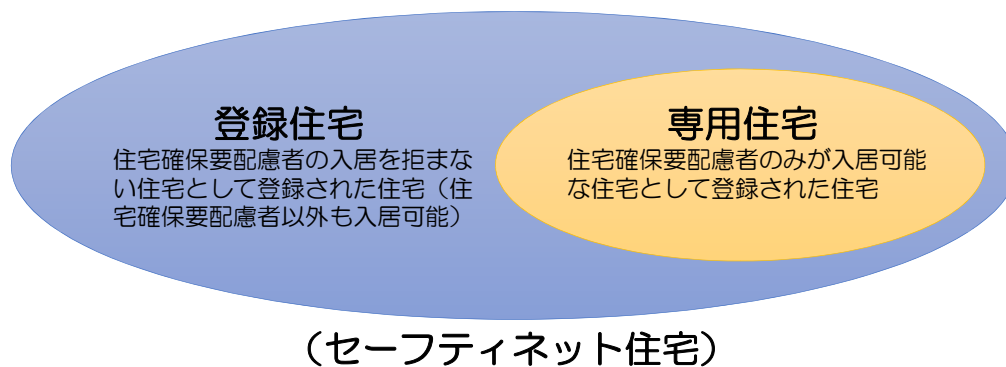
（１）セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

1

（１）セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅とは…

住宅確保要配慮者の入居を拒まない「登録住宅」と住宅確保要配慮者のみが入居可能な「専用住宅」で構成される



2

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅の登録制度

東京都において登録されたセーフティネット住宅は、国土交通省の管理する専用WEBサイト（セーフティネット住宅情報提供システム）に掲載される

<参考>

北区の登録件数

登録住宅：82棟791戸（空き室：3棟3戸）

専用住宅：0戸

（令和5年3月20日時点）

【専用WEBサイトへのアクセス方法】

セーフティネット住宅

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



（セーフティネット住宅情報提供システム） 3

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

国・東京都・北区の動向

国土交通省

- ・民間賃貸住宅のストックを活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子どもを養育する者など住宅の確保に特に配慮を要する者）の入居を拒まないセーフティネット住宅の供給を促進するため、平成29年10月から新たな住宅セーフティネット制度を開始

東京都

- ・東京都住宅マスタープランにおいて2030年度までにセーフティネット住宅（専用住宅）を3,500戸供給すると掲げる（現状：598戸）

北区

- ・北区住宅マスタープラン2020において、住宅セーフティネット制度の普及を掲げる
- ・「専用住宅」の供給促進を目的として令和5年度から「専用住宅」を供給する賃貸人等を対象に「改修費補助事業」及び「家賃低廉化補助事業」を開始する

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅改修費補助事業（令和5年4月～）

【内容】

「専用住宅」の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の一部を補助する

【補助対象工事】

- ①バリアフリー改修工事、②耐震改修工事、③子育て世帯対応改修工事、④防火・消火対策工事、⑤間取り変更工事、⑥共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、⑦省エネルギー改修工事、⑧新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事、⑨東京都居住支援協議会が認める工事、⑩調査において居住のために最低限必要と認められた工事、⑪工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）

【補助金額】

補助対象工事に要した費用の2/3（限度額：100万円、①～⑥の工事を含む場合は200万円）

【特定財源】

国費：1/2 都費：1/4

【令和5年度 予算額】

300万円（100万円×1件+200万円×1件）



5

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

補助対象工事の詳細（1/3）

補助対象工事	補助対象工事の詳細
① バリアフリー改修工事	手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張、出入口の改良、浴室の改良、便所の改良、階段の設置・改良、転倒防止（滑りにくい仕上材への改修等）、エレベーター等の設置、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置 ※外構に関わるバリアフリー改修工事については、道路の境界又は駐車スペースから建物の出入口までを結ぶ主たる通路に限る
② 耐震改修工事	（建築物の耐震改修の促進に関する法律） 昭和56年5月31日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」のうち同条第2項第3号の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事 （既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律） 昭和56年5月31日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の建設住宅性能評価書を取得するために必要とされる改修工事 （既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律） 昭和56年5月31日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類を取得するために必要とされる改修工事

6

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

補助対象工事の詳細 (2/3)

補助対象工事	補助対象工事の詳細
③ 子育て世帯対応改修工事	柱等の角の面取り及びクッションの設置、ドアストッパー又はドアクローザーの設置、クッション床へ改修、人感センサー付照明設置や足元灯の設置、転落防止措置に係る工事、ドアや扉へ指詰め防止工事、子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵等の設置、シャッター付コンセント等の設置、火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓の設置、チャイルドロックや立消え安全装置が付いた調理器の設置、台所の対面化や大型化に係る工事、二重ロック、オートロック等の防犯性の高い玄関ドアの設置、カメラ付きインターホン設置、防犯フィルム、安全ガラス、面格子の設置、防犯カメラ、屋外灯の設置、施錠式郵便受箱の設置、家具の転倒防止措置のための下地処理、浴室の広さの確保（バランス釜から給湯器への改修）、浴室の呼び出しチャイムの設置、居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修、スロップシンクの設置、キッズスペースの設置、トイレにおむつ交換台を設置、床の防音・遮音工事（二重床、床仕上げ材の改修等）、壁・界壁の防音・遮音工事（多孔質吸音材料の設置等）、開口部の防音・遮音工事（防音サッシ、二重窓の設置等）、ビルトイン食器洗機の設置、掃除しやすいレンジフードの設置、ビルトイン自動調理対応コンロの設置、掃除しやすいトイレの設置、宅配ボックスの設置、風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置、給湯設備の大型化（単身世帯から家族世帯向けへの改修）、最先端技術を用いた子育て世帯対応に係る工事
④ 防火・消火対策工事	（消火設備）屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等の設置 （警報設備）自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器等の設置 （避難設備）避難器具、誘導灯及び誘導標識等の設置 （その他）非常用照明装置若しくは防火戸の設置又は内装材の不燃化工事等

7

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

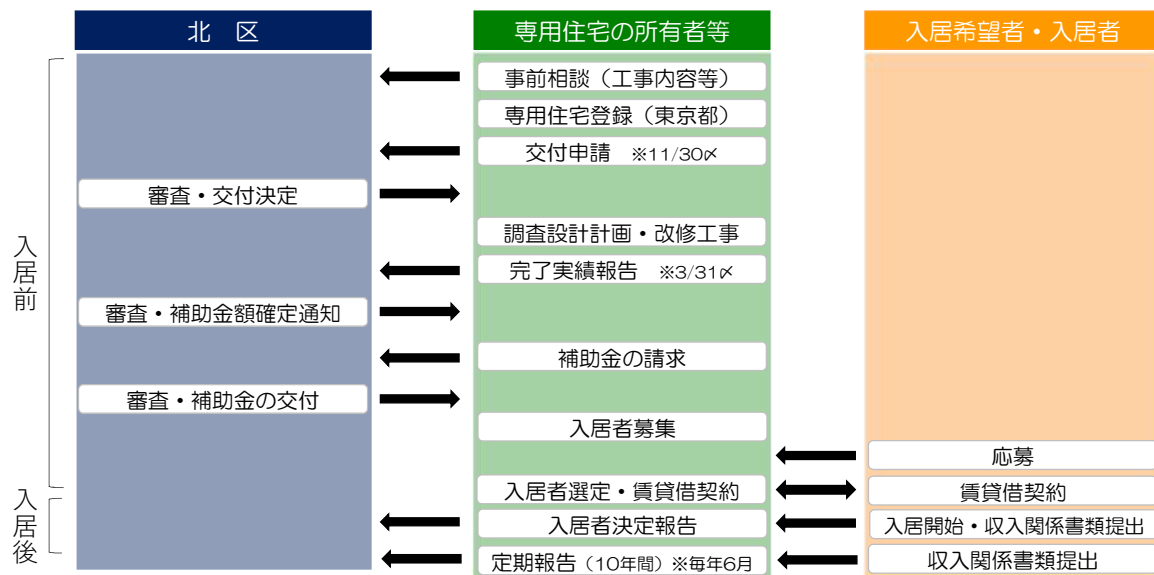
補助対象工事の詳細 (3/3)

補助対象工事	補助対象工事の詳細
⑤ 間取り変更工事	間仕切り壁を取り払うなど、使い勝手を考慮して部屋数又は部屋の配置を変更する工事（住戸の区割りを変更するなど住戸面積を登録基準に適合させるための工事や従前が住戸でない部分を専用住宅に改修する工事を含む。）
⑥ 共同居住用住宅に用途変更するための改修工事	（建築基準法関連）用途変更に伴い、建築基準法に適合させるため必要な改修工事 （消防法関連）用途変更に伴い、消防法に適合させるため必要な改修工事 （その他）共同居住用住宅の用に供するために必要な改修工事
⑦ 省エネルギー改修工事	（開口部）開口部に係る断熱改修 （躯体）外壁、屋根・天井又は床に係る断熱改修
⑧ 新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事	宅配ボックスの設置、カメラ付きインターホン、抗菌仕様ドアノブ、非接触型照明スイッチ、換気設備、自動ドア
⑨ 東京都居住支援協議会が必要と認める改修工事	入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事、ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）など （ https://www.how.or.jp/koufu/docs/1-6/kanto/tokyo.pdf ）
⑩ 調査において居住のために最低限必要と認められた工事	専門家によるインスペクション等により、構造、防水等について居住のために補修・改修が必要である旨の指摘を受けて行う工事。ただし、従前賃貸住宅以外の用途で使用されていたもの、かつ、3か月以上空家又は空室であったものに限る（インスペクション等を行う者による確認が必要）
⑪ 工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）	インスペクションは、「平成25年6月国土交通省 既存住宅インスペクション・ガイドライン」をもとに調査・検査を行い、報告書を作成する者と委託契約等を締結するものとする （ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html ）

8

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅改修費補助事業 受付の流れ



9

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業（令和5年4月～）

【内容】

「専用住宅」の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助する

【入居者の要件】

- ・北区に1年以上住所を有していること
- ・生活保護や住居確保給付金等の公的住宅扶助を受けていないこと
- ・所得が月額15万8千円以下（公営住宅法施行令の規定により算出した額）であること 等

【補助金額】

一住戸当たりの限度額4万円／月（原則10年間）
※本来家賃額から「公営住宅並み家賃」を差し引いた額

【特定財源】

国費：1/2 都費：1/4

【令和5年度 予算額】

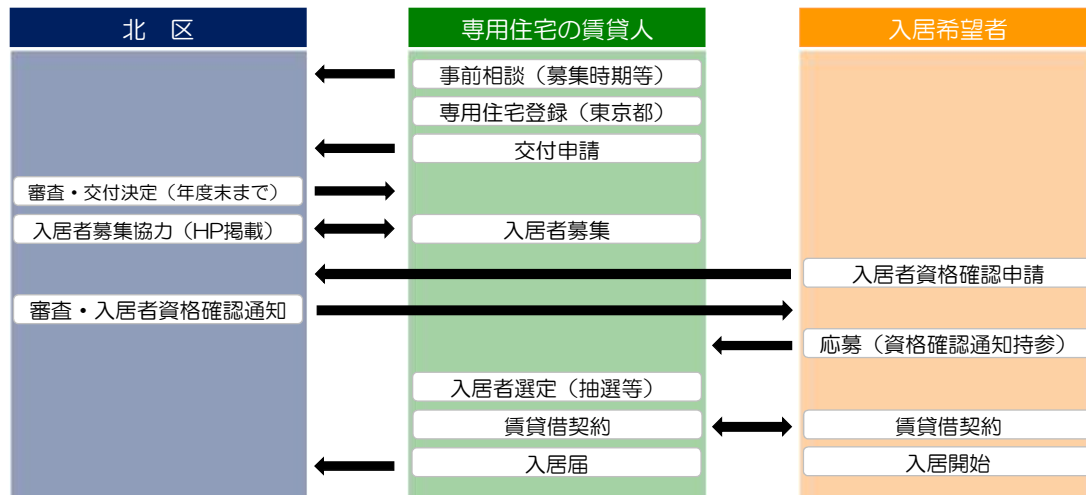
96万円（4万円×12か月×2件）



10

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

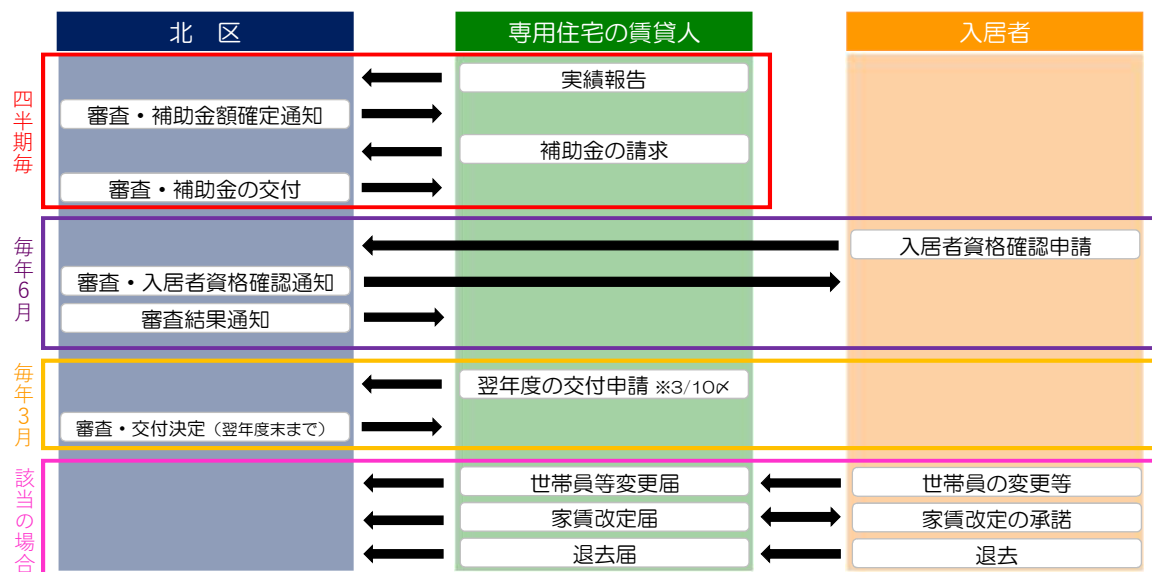
セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業 受付の流れ（入居前）



11

(1) セーフティネット住宅に対する補助事業の開始について

セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業 受付の流れ（入居後）



12

(2) 補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の対象拡大について

13

(2) 補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業の対象拡大について

補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成事業

【内容】

北区内で住宅確保要配慮者が入居の際に、オーナーが自己所有の賃貸住宅に「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合、初回登録料に相当する額として1住戸1か所に限り、16,500円（限度額）を助成する

※月額の利用料は助成対象外

【助成対象者の拡大（改正内容）】

◆改正①

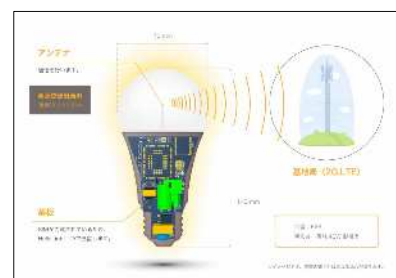
賃貸住宅のオーナーだけでなく、入居者（単身の住宅確保要配慮者）が「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合も対象とする

◆改正②

受付期間を延長（1月31日×⇒通年受付）

【令和5年度 予算額】

49,500円（16,500円×3件）



（補償サービス付き・見守り電球）

14

15

(民間賃貸住宅のオーナー向け)

(3) 北区居住支援パンフレットの配布について

配布予定先

【住宅確保要配慮者向け】

- 北区役所 関係各課（企画課、多様性社会推進課、地域福祉課、生活福祉課、高齢福祉課、長寿支援課、障害福祉課、介護保険課、子ども未来課）
- 各高齢者あんしんセンター
- 各区民事務所
- 居住支援協議会会員
（北区児童委員民生委員協議会、北区社会福祉協議会、NPO法人ピアネット北、NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会、NPO法人学生支援ハウスようこそ、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）

【民間賃貸住宅のオーナー向け】

- 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
- 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部

配布予定時期

令和5年4月下旬頃

北区の居住支援制度のご案内

民間賃貸住宅をお探しの方・入居中の方へ

住宅確保要配慮者とは？

住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます

高齢者、障害者、子どもを養育する者、ひとり親、低額所得者、外国人、被災者、LGBTQ+ など

入居前の不安

- 保証人がいない・緊急連絡先がない
- 住まいが見つからない
- 契約手続きが煩雑 など



入居後の不安

- 立ち退き・転居費用の負担
- バリアフリーに対応していない
- 孤独死・家財整理 など



北区居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に関する必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として2019年3月25日に設立しました。

<会員>

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロック

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部

北区民生委員児童委員協議会

社会福祉法人北区社会福祉協議会

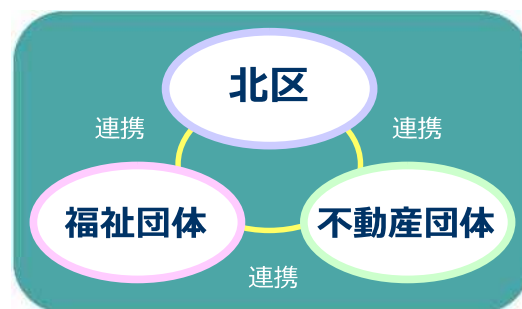
特定非営利活動法人ピアネット北

特定非営利活動法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会

特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

東京都北区



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/kyojuuushien.html>

入居前の支援

住まいが見つからない

- セーフティネット住宅情報提供システム・・・・・・・・・・ P2
- 家賃補助付きセーフティネット住宅・・・・・・・・・・ P2
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・ P2
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7

保証人がいない・緊急連絡先がない

- 家賃債務保証制度・・・・・・・・・・ P2
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・ P2
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7

契約手続きが煩雑

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・ P2
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7



入居後の支援

立ち退き・転居費用の負担

- 高齢者世帯住み替え支援助成・・・・・・・・・・ P3
- ファミリー世帯転居費用助成・・・・・・・・・・ P3
- 障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成・・・・・・・・・・ P3
- 住居確保給付金・・・・・・・・・・ P3
- 東京都母子及び父子福祉資金・・・・・・・・・・ P4
- 応急小口資金・・・・・・・・・・ P4
- 生活福祉資金・・・・・・・・・・ P4
- 総合支援資金（住宅入居費）・・・・・・・・・・ P4
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7

バリアフリーに対応していない

- 東京都母子及び父子福祉資金・・・・・・・・・・ P4
- 生活福祉資金・・・・・・・・・・ P4
- 介護保険による住宅改修・・・・・・・・・・ P5
- 高齢者住宅改造費の助成・・・・・・・・・・ P5
- 身体障害者住宅設備改善の助成・・・・・・・・・・ P5
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7

孤独死・家財整理

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・ P2
- 補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成・・・・・・・・・・ P5
- 高齢者見守り・緊急通報サービス・・・・・・・・・・ P6
- 重度身体障害者緊急通報システム・・・・・・・・・・ P6
- おたがいさまネットワーク（高齢者地域自立支援ネットワーク）・・・・・・・・・・ P6
- 一人ぐらし高齢者定期訪問・・・・・・・・・・ P6
- あんしん居住制度・・・・・・・・・・ P6
- 各種相談窓口・・・・・・・・・・ P7



■ ■ セーフティネット住宅 ■ ■

セーフティネット住宅情報提供システム

【概要】

住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅をウェブサイトから検索できる国土交通省のシステムです。住宅確保要配慮者の入居を拒まない「登録住宅」と住宅確保要配慮者のみが入居可能な「専用住宅」があります。



専用住宅

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（住宅確保要配慮者以外も入居可能）

（セーフティネット住宅）

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



家賃補助付きセーフティネット住宅

【概要】

セーフティネット住宅として登録された「専用住宅」のうち、要件を満たす住宅に対して家賃低廉化を実施しています（上限額：4万円／月）。

募集を行う家賃補助付きセーフティネット住宅は、北区ホームページで公表します。

【問い合わせ】

住宅課住宅管理係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908） 9203

<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/safetynet/safetynet.html>



■ ■ 家賃債務保証 ■ ■

家賃債務保証制度

【概要】

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯及びセーフティネット住宅（登録住宅）入居者世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。一般財団法人高齢者住宅財団が当該世帯の連帯保証人となります。

【問い合わせ】

一般財団法人高齢者住宅財団 ☎（6880） 2781 フリーダイヤル 0120（602） 708

https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/



■ ■ 居住支援法人 ■ ■

居住支援法人による支援

【概要】

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。居住支援法人が行う居住支援業務は、登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守り等の生活支援等です。

【問い合わせ】

東京都のホームページをご確認ください。

居住支援法人のサービス対象者及びサービス内容等をご確認いただけます。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/ha_council/housing_support.html



■ ■ 助成金・給付金・貸付（転居費用・改修工事費用 等） ■ ■

高齢者世帯住み替え支援助成

【概要】

北区に1年以上居住している65歳以上の高齢者世帯が、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、住み替えの際にかかる費用の一部を助成します（一律5万円）。また、自己の責任によらない「立ち退きの求め」を受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について別途助成します（上限15万円）。

【問い合わせ】

住宅課住宅計画係（第2庁舎3階9番窓口） ☎（3908） 9201



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/jutaku/shien/sumikae.html>

ファミリー世帯転居費用助成

【概要】

北区に1年以上居住している18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居している世帯が、区内の民間賃貸住宅から、最低居住面積水準以上かつ転居前より広い区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について助成します（上限30万円）。

【問い合わせ】

住宅課住宅計画係（第2庁舎3階9番窓口） ☎（3908） 9201



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/jutaku/shien/family.html>

障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成

【概要】

北区に1年以上居住している障害者世帯及びひとり親世帯が、自己の責任によらない「立ち退きの求め」を受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合算額について助成します（上限15万円）。

【問い合わせ】

住宅課住宅計画係（第2庁舎3階9番窓口） ☎（3908） 9201



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/jutaku/shien/tenkyo.html>

住居確保給付金

【概要】

離職・廃業後2年以内または自己の責任や都合によらない休業等により離職・廃業と同程度の状況となり、住まいを失った方または失うおそれのある方に、住居確保給付金を支給し、再就職に向けた支援を行います。この給付金の支給には、要件・条件があります。

※この制度の対象者については、新型コロナウイルス感染症の収束状況により変更する可能性がありますので事前にご相談ください。

【問い合わせ】

北区くらしとしごと相談センター（岸町ふれあい館内） ☎（6454） 3104



<https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/rishoku.html>

東京都母子及び父子福祉資金

【概要】

都内に6か月以上お住まいの、ひとり親家庭の母または父等で、20歳未満の子どもを扶養している方を対象とした貸付制度です。

※転居費用の貸付の場合、新住所は北区に限ります。

【問い合わせ】

生活福祉課生活支援係（第2庁舎4階2番窓口） ☎（3908）9046

<https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/fukushi/boshi.html>



応急小口資金

【概要】

他の資金から借受が困難で、災害、疾病、その他応急に必要とする費用の調達が困難な方を対象とした貸付制度です（区内転居に必要な費用等）。

【問い合わせ】

生活福祉課生活支援係（第2庁舎4階2番窓口） ☎（3908）9046

<https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/fukushi/koguchi.html>



生活福祉資金

【概要】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、当選した公営住宅に転居するなど、支出を減らし、家計を安定させることを目的とした転居について、未払い・未契約の場合を対象とした貸付制度です。

また、老朽化や介護等により、改修・整備する必要がある、かつ未発注・未払いの住宅改修等に要する費用を対象とした貸付制度です。

※貸付条件・基準等はお問い合わせください。

【問い合わせ】

北区社会福祉協議会 貸付担当（岸町ふれあい館内） ☎（3907）9494

<https://kitashakyo.or.jp/service/sodan/seikatsufukushishikin/>



総合支援資金（住宅入居費）

【概要】

北区くらしとしごと相談センターの住居確保給付金を受給できる方で、住居がない又は退去を迫られている失業中の方を対象とした住宅入居費（敷金・礼金等の初期費用）の貸付制度です。

※貸付条件・基準等はお問い合わせください。

【問い合わせ】

北区社会福祉協議会 貸付担当（岸町ふれあい館内） ☎（3907）9494

<https://kitashakyo.or.jp/service/sodan/seikatsufukushishikin/>



介護保険による住宅改修

【概要】

介護認定で要介護や要支援と判定された方が、生活環境を整えるために行う手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修に対して住宅改修費が支給されます。利用限度額、一部自己負担額があります。工事の前に改修の内容が保険給付の対象になるかどうかを、ケアマネジャーまたは介護保険課にご相談ください。

※ご申請にあたり家主からの承諾書をご提出いただく必要があります。

【問い合わせ】

介護保険課給付調整係（第1庁舎1階13番窓口） ☎（3908）1286

<https://www.city.kita.tokyo.jp/kaigo/kurashi/hoken/kaigo/hoken/konyu.html>



高齢者住宅改造費の助成

【概要】

65歳以上の高齢者で身体機能の低下により、住宅改造が必要と認められた場合、その方が居住する住宅の改造に要する費用を助成します。改造の範囲、助成限度額、一部自己負担額があります。工事前にご相談ください。ただし、介護保険による住宅改修が優先します。また、福祉用具で対応できるものは、福祉用具が優先します。

※ご申請にあたり家主からの承諾書をご提出いただく必要があります。

【問い合わせ】

高齢福祉課高齢相談係（第1庁舎1階9番窓口） ☎（3908）9083

<https://www.city.kita.tokyo.jp/korefukushi/kenko/koresha/shien/jutaku.html>



身体障害者住宅設備改善の助成

【概要】

身体障害者手帳をお持ちの方及び特定の難病に該当する方に対し、その方が居住する住宅の改造に要する費用を助成します。世帯の所得に応じて自己負担があります。障害の種別・程度等により改修の範囲、助成限度額に制限があります。ただし、介護保険による住宅改修が優先します。なお、工事着工（終了）後の改修費用に関しては助成できませんので工事前に必ずご相談ください。

※ご申請にあたり家主からの承諾書をご提出いただく必要があります。

○身体障害者

学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害の方です。

○難病患者等

学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹機能に障害のある方です。

【問い合わせ】

障害福祉課王子障害相談係（第1庁舎1階3番窓口） ☎（3908）1358

障害福祉課赤羽障害相談係（赤羽会館6階） ☎（3903）4161

<https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/teate/jose/josei-03.html>



■ ■ 見守り・声かけ・家財整理 ■ ■

補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成

【概要】

北区内の民間賃貸住宅に入居の際、入居者（単身の住宅確保要配慮者）が「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合に、1住戸1か所に限り、初回登録料に相当する額（上限16,500円）を助成します（月額利用料は入居者負担）。なお、本制度を利用すると、居室内での孤独死による特殊清掃、遺品整理費用等の補償を受けることができます。

【問い合わせ】

住宅課住宅計画係（第2庁舎3階9番窓口） ☎（3908）9201

<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/kyojyuushien/hoshou-mimamoridenkyu.html>



高齢者見守り・緊急通報サービス

【概要】

高齢者が家庭内で急病や発作を起こした時に、固定電話回線につないだ緊急通報装置のボタンを押すと、民間緊急通報システム業者の受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行います。また、緊急時だけでなく健康のご相談なども受け付けており、月1回スタッフからのお伺い電話があります。お手続きに関しては、最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。

【問い合わせ】

高齢福祉課高齢相談係（第1庁舎1階9番窓口） ☎（3908） 9083

<https://www.city.kita.tokyo.jp/korefukushi/kenko/koresha/shien/sien-06.html>



重度身体障害者緊急通報システム

【概要】

障害のある方が家庭内で急病や発作などを起こした時に緊急通報装置のボタンを押すと、民間緊急通報システム業者の受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行います。また、緊急時だけでなく健康のご相談なども受け付けており、月1回スタッフからお伺い電話があります。

【問い合わせ】

障害福祉課王子障害相談係（第1庁舎1階2番窓口） ☎（3908） 9081

障害福祉課赤羽障害相談係（赤羽会館6階） ☎（3903） 4161

<https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/teate/waribiki/waribiki-13.html>



おたがいさまネットワーク（高齢者地域自立支援ネットワーク）

【概要】

65歳以上の一人ぐらしの高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の方で、在宅生活で不安・孤独・虚弱などでお困りの方を対象に、民生委員や声かけサポーター（民生委員から推薦を受けたボランティア）による月2回程度の声かけサービスを行います。お手続きに関しては、最寄りの高齢者あんしんセンターまたは地域の民生委員にご相談ください。

【問い合わせ】

長寿支援課（第1庁舎1階14番窓口） ☎（3908） 9017

<https://www.city.kita.tokyo.jp/choju/kenko/koresha/kenkozukuri/network.html>



一人ぐらし高齢者定期訪問

【概要】

65歳以上の虚弱な一人ぐらし高齢者（同一敷地内に親族がいないこと、シルバーピアやケア付き住宅にお住まいの方、施設に入所している方は除く。）を対象に、民生委員が週に1回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩みごとの相談をお受けします。問い合わせ先または地域の民生委員にご相談ください。

【問い合わせ】

長寿支援課（第1庁舎1階14番窓口） ☎（3908） 9017

あんしん居住制度

【概要】

高齢者等が安心して住み続けるため、利用者の負担で見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けのサービスが提供されることにより、高齢者等の病気・事故・孤独死等の不安を解消し、安心して居住できるよう支援します。葬儀の実施・残存家財の片付けサービスのセットについては、契約時の費用負担が少ない、「月払いタイプ」（年齢制限等条件あり）もあります。

【問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 事業推進課 ☎（5989） 1784

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>



高齢者の相談（高齢者あんしんセンター）

【概要】

高齢者あんしんセンターは高齢者の介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、支援を包括的に行う中核機関として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が運営にあたります。各窓口では高齢者の総合相談に応じ、内容に対応した情報や資料提供を行います。

【問い合わせ】

最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。



<https://www.city.kita.tokyo.jp/korefukushi/kenko/koresha/shisetsu/kourei-annai/ichiran.html>

障害者の相談（障害者基幹相談支援センター）

【概要】

障害のある方やそのご家族のご相談に応じ、また、地域の相談支援体制の強化の取組のため相談支援事業所をサポートするなど、区内の関係機関と協力しながら、障害のある人の暮らしをさまざまな方法で支援します。

【問い合わせ】

NPO法人ピアネット北（障害者福祉センター2階） ☎（3905） 7226



<https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/documents/kikansoudan.html>

ひとり親の相談（そらまめ相談室）

【概要】

ひとり親家庭（離婚前含む）ならではの悩み全般に関する相談に、専門相談員が応じています。

【問い合わせ】

そらまめ相談室（第1庁舎2階5番窓口） ☎（3908） 1363



<https://www.city.kita.tokyo.jp/kitahapi/mokuteki/hitori.html>

ひとり親の相談（生活福祉課相談係）

【概要】

ひとり親（母子・父子）家庭の就業や生活設計などに関する相談に母子・父子自立支援員が応じています。

【問い合わせ】

生活福祉課相談係（第3庁舎1階） ☎（3908） 1142



<https://www.city.kita.tokyo.jp/kitahapi/mokuteki/hitori.html>

LGBTQ+の方の相談（スペースゆう【にじいろ電話・法律相談】）

【概要】

LGBTQ+の方の悩みやトラブルについて、相談員・弁護士に無料で相談できます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

多様性社会推進課（北とぴあ5階） ☎（3913） 0161



<https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/nijiiro-soudan.html>

くらしとしごとに関する相談（くらしとしごと相談センター）

【概要】

さまざまな事情で生活にお困りの方に対し、お仕事探しや生活のこと等、それぞれの抱えている課題について相談支援員と一緒に考え、状況にあわせた支援を行います。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。ご相談の際には事前にご予約ください。

【問い合わせ】

北区くらしとしごと相談センター（岸町ふれあい館内） ☎（6454） 3104



<https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kurashi/kurashi/sodanmadoguchi.html>

北区の居住支援制度のご案内

民間賃貸住宅のオーナーの方へ

住宅確保要配慮者とは？

住宅の確保に特に配慮が必要な方をいいます

高齢者、障害者、子どもを養育する者、ひとり親、低額所得者、外国人、被災者、LGBTQ+ など

入居前の不安

- 保証人がいない・緊急連絡先がない
- バリアフリーに対応していない
- 入居者が見つからない など



入居後の不安

- 家賃の滞納
- 騒音や衛生面等のトラブル
- 孤独死・家財整理 など

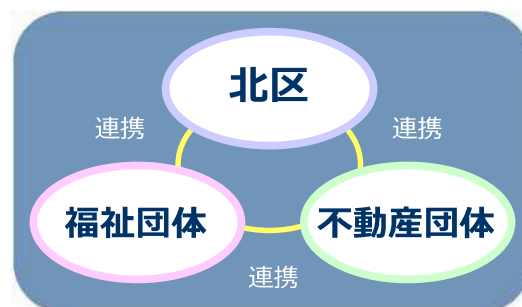


北区居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に関する必要な支援について協議することにより、東京都北区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として2019年3月25日に設立しました。

<会員>

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロック
 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部
 北区民生委員児童委員協議会
 社会福祉法人北区社会福祉協議会
 特定非営利活動法人ピアネット北
 特定非営利活動法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会
 特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ
 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
 東京都北区



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/kyojyuushien.html>

入居前の支援

入居者が見つからない

- セーフティネット住宅登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・・・・・・・・・・・・ P2

バリアフリーに対応していない

- セーフティネット住宅改修費補助・・・・・・・・・・・・・・ P2

保証人がいない・緊急連絡先がない

- 家賃債務保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・ P3

入居後の支援

家賃の滞納

- セーフティネット住宅家賃低廉化補助・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 家賃債務保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 生活保護制度における住宅扶助（代理納付）・・・・・・・・・・ P3

騒音や衛生面等のトラブル

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・ P3

孤独死・家財整理

- 居住支援法人による支援・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成・・・・・・・・・・ P3
- あんしん居住制度・・・・・・・・・・・・・・ P3

■ セーフティネット住宅に関する制度 ■

セーフティネット住宅 登録制度

【概要】

急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状況があります。こうした中、東京都は改正住宅セーフティネット法の施行（平成29年10月25日）に合わせ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を開始しました。国が運営する「セーフティネット住宅情報提供システム」から登録申請でき、賃貸住宅をお探しの方は登録住宅をご覧ください。

【問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住宅セーフティネット担当
☎（5989）1791



専用住宅

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（住宅確保要配慮者以外も入居可能）

（セーフティネット住宅）



https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/jyutakukakuho_seido/

セーフティネット住宅 改修費補助

【概要】

セーフティネット住宅（専用住宅）の所有者等に対し、当該住宅の改修工事に要した費用の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。

●補助対象工事

①バリアフリー改修工事（外構部分の改修工事を含む。）、②耐震改修工事、③子育て世帯対応改修工事、④防火・消火対策工事、⑤間取り変更工事、⑥共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、⑦省エネルギー改修工事、⑧新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」に対応するための工事、⑨東京都居住支援協議会が必要と認める改修工事、⑩調査において居住のために最低限必要と認められた工事、⑪上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む。）

●補助金額

補助対象工事に要した費用の3分の2

（上限額：100万円、①～⑥の工事を実施する場合は200万円）

●その他

- ・専用住宅として原則10年間管理していただく必要があります。
- ・入居者がいる場合は、毎年、区に報告書の提出が必要です。

【問い合わせ】

住宅課住宅管理係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908） 9203

<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/safetynet/safetynet.html>



セーフティネット住宅 家賃低廉化補助

【概要】

セーフティネット住宅（専用住宅）の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。詳細はお問い合わせください（要事前申請）。

●入居者の要件

- ・北区に1年以上住所を有していること
- ・生活保護や住居確保給付金等の公的住宅扶助を受けていないこと
- ・所得が月額15万8千円以下であること 等

●補助金額

一住戸当たりの上限額4万円／月（原則10年間）

●その他

- ・年度ごとに補助金の交付申請をしていただく必要があります。
- ・毎年、区が入居者に対して所得要件等の資格審査を行います。

【問い合わせ】

住宅課住宅管理係（第2庁舎3階10番窓口） ☎（3908） 9203

<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/safetynet/safetynet.html>



■ ■ 家賃債務保証 ■ ■

家賃債務保証制度

【概要】

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯及びセーフティネット住宅（登録住宅）入居者世帯の賃貸住宅入居時の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。一般財団法人高齢者住宅財団が当該世帯の連帯保証人となります。

【問い合わせ】

一般財団法人高齢者住宅財団 ☎（6880） 2781 フリーダイヤル 0120（602） 708

https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/



■ ■ 居住支援法人 ■ ■

居住支援法人による支援

【概要】

居住支援法人とは、改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。居住支援法人が行う居住支援業務は、登録住宅の入居者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守り等の生活支援等です。

【問い合わせ】

東京都のホームページをご確認ください。

居住支援法人のサービス内容や指定申請等の方法をご確認いただけます。



https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html

■ ■ 生活保護制度 ■ ■

生活保護制度における住宅扶助（代理納付）

【概要】

生活保護法に基づく住宅扶助として生活保護受給世帯に家賃等の支給を行っています。一定の条件を満たす場合、家主の方に直接家賃を支払う代理納付制度があります。

【問い合わせ】

概要について：生活福祉課庶務計画係（第3庁舎1階） ☎（3908） 1141

個別・具体的な内容について：生活福祉課 保護第1係～第8係（第3庁舎1階、2階）
北部地域保護担当課 保護第9係～第13係（第5庁舎）

※保護係の担当地区と連絡先は北区ホームページでご覧いただけます。



<https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/hogo/soudanshinsei.html>

■ ■ 見守り・家財整理 ■ ■

補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成

【概要】

住宅確保要配慮者が入居の際、オーナーが自己所有の賃貸住宅に「補償サービス付き・見守り電球」を設置した場合に、1住戸1か所に限り、初回登録料に相当する額（上限16,500円）を助成します（月額利用料はオーナー負担）。なお、本制度を利用すると、居室内での孤独死による特殊清掃、遺品整理費用等の補償を受けることができます。

【問い合わせ】

住宅課住宅計画係（第2庁舎3階9番窓口） ☎（3908） 9201



<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/kyojyuushien/hoshou-mimamoridenkyu.html>

あんしん居住制度

【概要】

高齢者等が安心して住み続けるため、利用者の負担で見守りサービスや葬儀の実施、残存家財の片付けのサービスが提供されることにより、高齢者等の病気・事故・孤独死等の不安を解消し、安心して居住できるよう支援します。葬儀の実施・残存家財の片付けサービスのセットについては、契約時の費用負担が少ない、「月払いタイプ」（年齢制限等条件あり）もあります。

【問い合わせ】

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 事業推進課 ☎（5989） 1784



<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>

パートナーシップ宣誓制度に係る東京都との協定締結

1 連携協定

このたび、「北区パートナーシップ宣誓制度」と「東京都パートナーシップ宣誓制度」の連携協定を締結しました。

この協定により、北区発行のパートナーシップ宣誓書受領証は、東京都の受理証明書と同様に、都の事業等（都営住宅への入居申込等）において利用することが可能となりました。

｜ 都内自治体のパートナーシップ証明書等をお持ちの方



出展：東京都総務局人権部

2 性的少数者の方が困っていること

日常生活の様々な場面での困りごとがあります。



出展：職員のための「性の多様性」に関するハンドブック

誰もが差別されることなく、一人ひとりの多様な生き方を尊重し合う社会の実現が必要です。

北区パートナーシップ宣誓書受領証及び東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示を受けられた際は、制度の趣旨を踏まえ、ご配慮いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年

4月1日

スタート

北区 パートナーシップ 宣誓制度

北区では、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」の「性の多様性の理解促進」に基づき、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現をめざし、令和4年4月1日から「北区パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

北区
パートナーシップ
宣誓制度とは

多様な性自認または性的指向を持つお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

制度を利用することができる方

お二人とも以下のすべてに該当していることが条件です。

- ① 成年に達していること。
- ② 双方が区内に住所があり、又は一方が区内に住所があり、もう一方が3ヶ月以内に区内への転入を予定していること。
- ③ 双方が法律上の婚姻をしておらず、かつ、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- ④ 近親者でないこと。

※「近親者」についての詳細は、
区のホームページをご覧ください。



区民・事業者等のみなさまへ

本制度の対象となる方は、パートナーとの関係性を周囲の人に説明することが難しい場合や日常生活を営むうえで制約や差別を受ける場合があります。

誰もが差別されることなく、多様な生き方を尊重し合う地域社会を実現するために、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

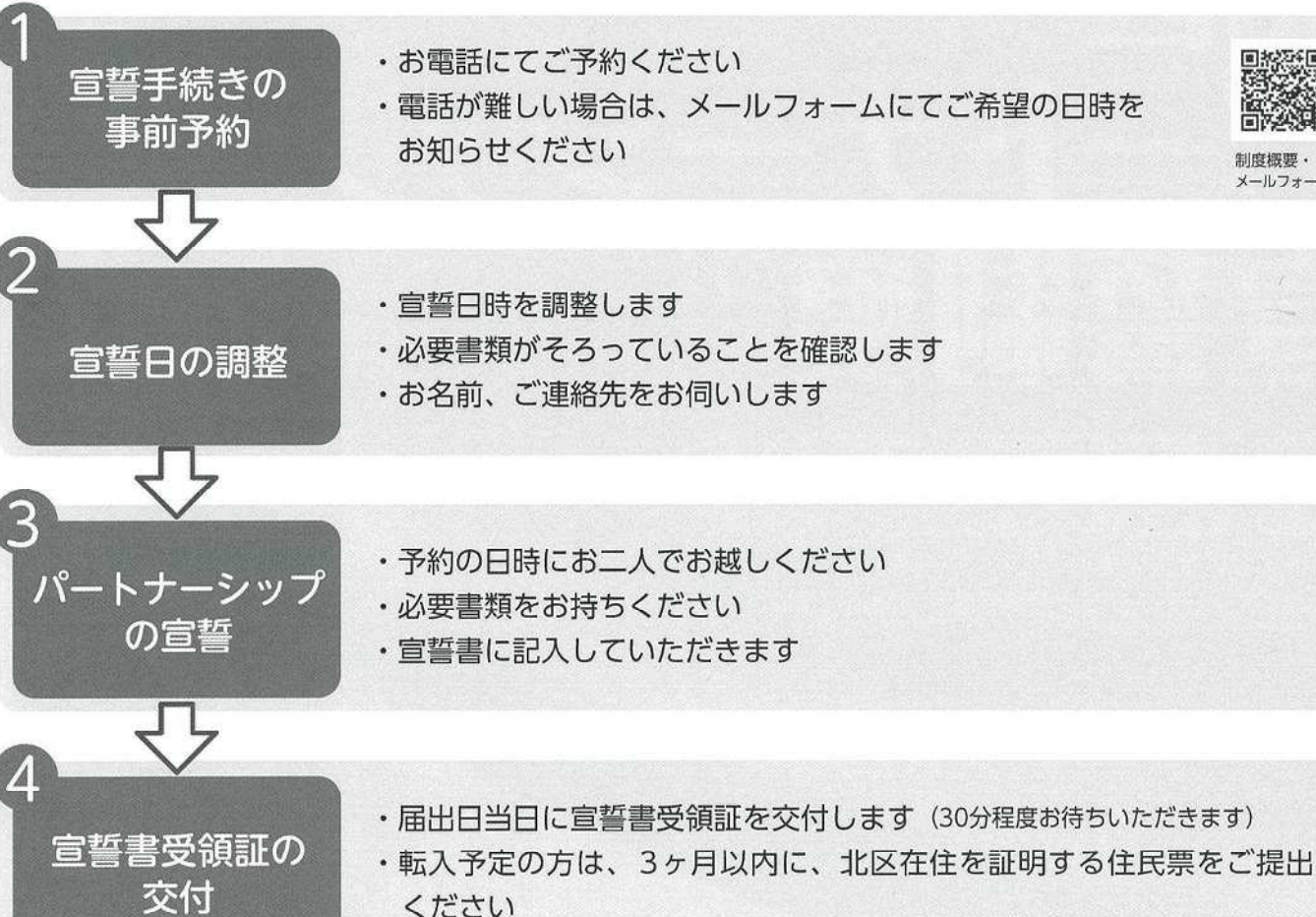
問合せ先

北区総務部多様性社会推進課

〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とびあ5階 〈休館日〉月曜・祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も休館）・年末年始

TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081

宣誓の流れ



宣誓に必要な書類

宣誓をするには、「**北区パートナーシップ宣誓書**」、「**北区パートナーシップの宣誓に当たっての確認書**」のほかに、以下の書類が必要です。

- (1) **住民票の写し**（3か月以内に交付されたもの）
 - ・同一世帯の場合は、1通で構いません。
 - ・本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- (2) **戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）**（3か月以内に交付されたもの）
 - ・本籍地の区市町村で取得してください。
 - ・外国籍の方は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書に係る日本語の翻訳文（翻訳者の氏名が記載されたもの）を提出してください。

(3) **本人確認書類**

※本人確認書類の詳細は、北区ホームページ等でご確認ください。

※提出された書類や記載内容等の個人情報は守られます。宣誓の際は、事前予約していただき、個室をご用意します。

問合せ先

北区総務部多様性社会推進課

〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
〈休館日〉月曜・祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も休館）

TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081

